

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握及び分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を平成28年度から定め、新たに令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の計画更新を行いました。

2 計画の実施状況

実施状況については、毎年少なくとも1回、取組の実施の状況を公表する必要があるため、数値目標となっている、数値目標項目の一部は、過去3か年の推移について公表します。

3 数値目標

(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

目標値：令和9年度までに、女性職員を2人以上

該当年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
割合	13.3% (2人)	14.3% (2人)	14.3% (2人)

(2) 職員の超過勤務時間の総時間数（令和4年度）

目標値：令和9年度までに、令和4年度実績（28,347時間）から15%引き下げ、24,095時間以下（一人当たり月12時間以下）

区分	全体	女性	男性
超過勤務時間 総時間数	28,347時間	12,160時間	16,187時間
一人当たり 超過勤務時間	14.3時間	14.1時間	14.5時間

※ 一人当たり超過勤務時間は職員数165名（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で除いたものです。

（小数点以下第2位を四捨五入）

(3) 男性職員の配偶者出産休暇取得率及び平均取得日数（令和4年度）

目標値：令和9年度までに、取得率を90%以上

区分	男性
対象人数	5人
取得人数	5人
取得率	100%
平均取得期間	3.8日

※ 平均取得期間（小数点以下第2位を四捨五入）

女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

1. 女性職員の採用割合（令和4年4月1日現在）

区分	全体	女性	男性
採用人数	12人	7人	5人
採用割合	100.0%	58.3%	41.7%

※ 採用割合（小数点以下第2位を四捨五入）

2. 継続勤務年数（男女の差異）（令和5年3月31日現在）

区分	全体	女性	男性	差(男-女)	割合(女)
職員数差(男-女)	169人	73人	96人	23人	43.2%
年数差(男-女)	18.7年	16.0年	20.7年	4.7年	

※ 継続勤務年数は単純に職員数（再任用職員を除く。）で除したものです。（小数点以下第2位を切り捨て）

3. 職員一人当たりの月平均の超過勤務時間（令和4年度）

区分	全体	女性	男性
一人当たり超過勤務時間	14.3時間	14.1時間	14.5時間

※ 一人当たり超過勤務時間は職員数165名（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で除したものです。
（小数点以下第2位を四捨五入）

4. 男女別の育児休業取得率（令和4年度）

区分	女性	男性
対象人数	2人	5人
取得人数	2人	0人
取得率	100.0%	0.0%
平均取得期間	210.0日	0日

※ 平均取得期間（小数点以下第2位を四捨五入）

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三股町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.4 %
全職員	63.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	98.9 %
本庁課長補佐相当職	101.1 %
本庁係長相当職	95.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.0 %
31～35年	99.4 %
26～30年	95.4 %
21～25年	96.7 %
16～20年	96.9 %
11～15年	98.2 %
6～10年	96.4 %
1～5年	119.4 %

【説明欄】

・ 扶養手当や住居手当については、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 82.5%、住居手当の受給者に占める割合は 67.5%である。
・ 全職員に係る情報のうち、全職員における差異については、会計年度任用職員の女性比率が 72.9%と高く、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っているためである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。